

## 災害時における物資の供給及び被災者等への支援に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と四国乳業株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給及び被災者、帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （協力要請）

- 第1条 甲は、乙に対し、災害時に次に掲げる事項について協力を要請することができる。
- （1）乙の保有又は調達可能な乳、乳製品、清涼飲料水、飲料水等（以下「物資」という。）の供給
  - （2）被災者等に対する、乙の製品の販売店（以下「販売店」という。）が設置する自動販売機内の物資の無償提供（機内在庫が無くなった場合の無償補給を含む。）
  - （3）被災者等に対する、乙の所有又は管理する事業所・駐車場等（以下「事業所等」という。）の一時避難場所・一時休憩所としての開放（水道水、トイレ等の提供を含む。）
  - （4）乙の所有又は管理する事業所等における被災者等に対する災害情報、通行可能な道路情報及び近隣の避難所に関する情報等の提供
- 2 甲及び乙は、前項に掲げる事項のほか、可能な範囲で相互に協力を要請することができる。

### （要請の方法）

第2条 前条の規定による要請は、物資供給等要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （要請に伴う措置）

- 第3条 乙は、第1条第1項第1号に掲げる事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に協力するものとする。
- 2 乙は、第1条第1項第2号から第4号までに掲げる事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において被災者等への支援を実施するものとする。ただし、甲が乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は甲の要請を待たないで支援を実施することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第1条第1項第2号に掲げる事項は、本協定の趣旨に賛同する販売店の同意と協力が得られた場合に限り、実施するものとする。

### （物資の運搬）

- 第4条 被災地への物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、乙は、その都度甲の指定する場所で甲の指定する者へ物資を引き渡すものとする。
- 2 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じて、物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

### （実績報告）

第5条 乙は、甲からの協力の要請により、物資を供給したときは、措置状況報告書（別紙2）により、甲に対し実績報告を行うものとする。

(費用負担)

- 第6条 甲からの協力の要請により、乙が供給した物資の対価については、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとし、その代金は適法な支払請求書を受理してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。
- 2 乙が行った物資の運搬に係る費用については、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。
- 3 第1条第1項第2号から第4号までに掲げる事項に要した費用については、乙が負担するものとする。
- 4 第1条第2項の要請により、乙が協力を要した費用については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(情報の交換)

- 第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義等の決定)

- 第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

(協定の有効期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月3日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県  
知事 中村 時 広

乙 愛媛県東温市南方955-1  
四国乳業株式会社  
代表取締役社長 三好 晶 夫

別紙1 物資供給等要請書（第2条関係）

平成 年 月 日  
第 号

四国乳業株式会社  
代表取締役社長 様

愛媛県知事 

災害時における物資の供給等に係る協力要請について

「災害時における物資の供給及び被災者等への支援活動に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第5条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

1 協力を要請する事由

2 要請する物資

要請期間	要請物資	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

注 要請数量は、1日当たりの数量である。

問い合わせ先 部 課

担 当  
TEL  
FAX  
Mail

別紙2 措置状況報告書（第5条関係）

平成 年 月 日

愛媛県知事 様

四国乳業株式会社  
代表取締役社長

印

「災害時における物資の供給及び被災者等への支援活動に関する協定」第5条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

措置の状況

実施年月日	出荷品目	出荷数量	搬入場所

問い合わせ先 部 課

担 当  
TEL  
FAX  
Mail